HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	大伴家持の吉野行幸儲作歌
Author(s)	廣川, 晶輝
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 105, 137-178
Issue Date	2001-11-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/34008
Type	bulletin (article)
File Information	105_PR137-178.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

大伴家持の吉野行幸儲作歌

廣川晶輝

一 はじめに

『万葉集』巻十八には、大伴家持の手になる左の長歌作品が収められている。

為下幸二行芳野離宮一之時上儲作歌一首并短歌

高御座 天の日継と 天の下 知らしめしける 皇祖の 神の命の 畏くも 始めたまひて 貴くも 定めたまへる み吉野の この大宮に あり通ひ 見したまふらし もののふの 八十伴の男も 己が負へる 己が名負ひて 大君の 任けのまにまに この川の 絶ゆることなく この山の いや継ぎ継ぎに かくしこそ 仕へ奉らめ いや遠長に (18四〇九八)

反歌

いにしへを　思ほすらしも　我ご大君　吉野の宮を　あり通ひ見す（四〇九九）

もののふの　八十氏人も　吉野川　絶ゆることなく　仕へつつ見む（四一〇〇）

この長歌作品には制作の月日についての記述が題詞にも左注にもないが、次の長歌作品（四一〇一～四一〇五）の左注の、「右五月十四日大伴宿祢家持依レ興作」の「右」の及ぶ範囲を考えることによって、この長歌作品の制作状況の推定がなされている。伊藤博氏「家持の芸――預作讃歌をめぐって――」（『万葉集の表現と方法　下』所収。初出『専修国文』九、一九七一年一月）は、「右」は、四一〇一～四一〇五歌にかかるとし、この長歌作品の直前の同じく家持作の「陸奥国出金詔書を賀く歌」（四〇九四～四〇九七）の詠まれた天平感宝元（七四九）年五月十二日に、この長歌作品が続けて作られたと想定する。つまり、

かような長反歌（「陸奥国出金詔書を賀く歌」。論者注）の直後に配列された吉野行幸預作讃歌が、この長反歌制作の感興と無縁であるはずがない。預作讃歌は、くがねの長反歌と根源を等しうし、おそらくは、同時に相ついで形成されたものにちがいないのである。

と述べている。

この歌の制作月日については、同じ伊藤博氏の『釈注　九』が、

「右」は四〇九八以下をさすと見るべきである。

と述べ、自らの論文の見解を訂正しているわけだが、『釈注』では、伊藤論文同様に、

この儲作讃歌が前の詔書を賀く長反歌四〇九四～七に連動しての詠である

と指摘されている。また、小野寛氏「家持と陸奥国出金詔書」（『大伴家持研究』所収。初出「大伴家持と陸奥国出金詔書」『国語国文論集』一、一九七一年一二月）も、この歌について、

それは「陸奥国出金詔書」によって目覚めさせられた皇統讃美意識の落とし子であったのだ。

と述べ、「陸奥国出金詔書を賀く歌」制作において見出された皇統讃美意識の発露を、この歌の中にも見出そうとしている。

こうした先学に導かれて、本論としても、直前に配列された「陸奥国出金詔書を賀く歌」との関りを考慮して論を進めたい。また、一方で、本論としては、作歌状況の推察によって歌の読みを規定して行くことにもまして、当該歌の表現と構成の分析をとおして、この歌なりの皇統讃美のありようを把握することに意を注ぎたい。

二　「儲作」について

当該歌の表現の分析に先立って、まず最初に、題詞にある「儲作」について検討したい。小野寛氏「家持予作歌の形成と背景」（『大伴家持研究』所収。初出「大伴家持予作歌の形成と背景」『万葉集を学ぶ　第八集』、一九七八年一二月）は、「豫作」「預作」と「儲作」とが同義であるとする通説に疑問を呈し、「豫作」「預作」と記された歌と「依興歌」とが重なることを指摘する。そして、

家持の予作歌には二つの場合があるのではないか。一つは、はっきり目的があった。将来の、ある日のために、

大伴家持の吉野行幸儲作歌

あらかじめ用意をしておいたのである。やがて来るその日に歌うために、作っておいたのである。それを家持は、「……の為に儲けて作る」と題した。もう一つは、その歌を披露する目的はなかった。その歌を作ることに興味があった。今はその時ではなく、その場ではないけれども、その時その場にいる気分で歌ったのである。これが「依興歌」である。歌うことに「興」があり、やがて披露すべきその日の為にという意識はないのである。（傍線論者）と述べている。小野論文の指摘するような「儲作歌」と「依興歌」との間の違いを、どれだけ見出すことができるかについては、少々疑問があるが、「儲作歌」を将来のある日のために用意しておいた歌であるとする把握は妥当なものと考えられる。

ここで、集中の「儲作」の例を検討してみよう。それにより、「将来の、ある日」（小野論文）にもう少し具体的な輪郭を与えることができると思う。「儲作」と記された集中例は、つぎのとおりである（歌もあわせて挙げる）。

為下向レ京之時見二貴人一及相二美人一飲宴之日上述レ懐儲作歌二首

見まく欲り　思ひしなへに　縵かげ　かぐはし君を　相見つるかも（18四一二〇）

朝参の　君が姿を　見ず久に　鄙にし住めば　吾れ恋ひにけり　一云　はしきよし　妹が姿を（四一二一）

同閏五月廿八日大伴宿祢家持作之

為レ応レ　詔儲作歌一首并短歌

あしひきの　八つ峰の上の　つがの木の　いや継ぎ継ぎに　松が根の　絶ゆることなく　あをによし　奈良の都に　万代に　国知らさむと　やすみしし　我が大君の　神ながら　思ほしめして　豊の宴　見す今日の日は　もののふの　八十伴の男の　島山に　赤る橘　うずに刺し　紐解き放けて　千年寿き　寿きとよもし　ゑらゑらに

仕へ奉るを　見るが貴さ（19四二六六）

反歌一首

天皇の　御代万代に　かくしこそ　見し明らめめ　立つ年のはに（四二六七）

右二首大伴宿祢家持作之

まず最初に、ふたつめの用例の四二六六歌の題詞には「応ゝ　詔」とあり、四二六六歌には「豊の宴」とある。天皇の主催する「豊の宴」というきわめて公的な「場」がこの歌にはあることがわかる。次にひとつめの四一二〇歌題詞の「貴人」は、高貴な男性を表わすことが一般的だが、『釈注』は、さらに、

この「貴人」は、表面は都の高貴な男性に対する不定称といってよい。だが、前の橘讃歌（四一一一～二）などの関連から見て、実際には左大臣正一位橘諸兄を意識しているものに相違あるまい。

と述べている。「美人」は、『新全集』によれば、

男女の別なく容姿端麗な人をいい、また才徳優れた人にもいう。

ことになり、こちらについても、宮廷の中枢のおもだった人物の出席する、あらたまった宴の席が想定できる。つまり、集中の「儲作」と記されるところには、かなり公的な「場」が想定されると言えよう。

ところで、「儲作」の用例は見てのとおり、家持の用例に限定される。ここに、家持による作歌のひとつの方法の存在が想起されよう。この点について、『古義』は、はやくに、

儲作と云こと、集中に往々見えたり、其ゝ芸のたしなみあさからざりしこと、思ひやるべし

と述べていた。この『古義』の指摘に従い、「儲作」という作歌の営みのなかに、将来の公的な「場」で歌を詠み上げ

る目的を持って作歌する、という家持の方法を見定めておくべきであろう。

三　吉野行幸従駕歌について

さて、当該歌の場合、その将来の公的な場は、題詞にあるように吉野離宮への行幸なのであるが、『万葉集』に見られるその吉野行幸従駕歌の流れを確認しておきたい。

その流れは、周知の通り、人麻呂の「吉野讃歌」（巻一・三六～三七、三八～三九歌）に始まる。そして、その人麻呂「吉野讃歌」から実に三十三年ぶりの吉野行幸が、養老七年五月の元正天皇による吉野行幸であり、そのおりの行幸従駕歌が、いわゆる「養老の吉野讃歌」（巻六巻頭）であった。この行幸と「養老の吉野讃歌」の意義について、伊藤博氏「奈良朝宮廷歌巻」（『万葉集の構造と成立　上』所収。初出『万葉』八〇、一九七二年九月）は、

笠金村の吉野讃歌が、人麻呂以来三十数年ぶりに、突如として登場したのは、まさに、右に見た養老五～六年が明けた「養老七年」、聖武即位の九箇月前のことであった。白鳳皇統にとっての多年の念願である天武再来の天子が今や実現しようとするとき、実質的にその新天子の高らかな歩みが踏み出されつつあったとき、白鳳宮廷讃歌の生まれかわりである金村の天平宮廷讃歌が出現したのであった。それは、聖武にかける天平宮廷の、あるいは示威の、あるいは願望の表現であっただろう。年次、場面、内容、どこから見ても、金村の吉野讃歌は、白鳳的古代に対する真に新たなる時代の開始を告げる〝表現〟の暁鐘であった。

と述べている。また、この行幸のときの詠かとも左注に記される車持千年の歌（九一三～九一六歌）が、おなじ巻六

に配列されている。

その後の聖武天皇の吉野行幸従駕歌はどうか。神亀二年五月行幸時の金村歌（九二〇～九二二歌）・赤人歌（九二三～九二五歌）、天平八年六月行幸時の赤人歌（一〇〇五・一〇〇六歌）の存在が『万葉集』巻六によって知られる。しかし、この天平八年六月以降の吉野行幸の記事は、『続日本紀』にも見られない。つまり、天平八年以来の十三年の間行なわれなかった吉野行幸が、この歌において突然想起され、その行幸のおりの儲作歌が詠まれているということがわかる。

この点について、前掲小野氏「家持予作歌の形成と背景」は、

この十三年間一度もなかった吉野行幸を、この時突然予期させたのは、この年に出た宣命「陸奥国に金を出だす詔書」に無関係ではありえない。

と述べ、吉野行幸と「陸奥国に金を出だす詔書」との関連を推察する。そのうえで、さらに、

吉野行幸は家持の幻想だったのであろうか。私は、この時点で、家持にたしかに吉野行幸に思い至らせるものがあったのではないかと思う。／それは、陸奥国出金宣命と、聖武天皇即位宣命の類似である。出金宣命の前半のことばは聖武即位宣命と全く等しい。／神亀元年（七二四）聖武天皇即位の年、家持は七、八歳の少年であった。少年の目に焼きついていたその即位のありさまが、今よみがえったのではないか。宣命に引き続いて大規模な叙位任官があった。それも今同じい。そして吉野行幸がにぎにぎしく行なわれたのだった。今回も吉野行幸があるのではないか。家持はそれをはっきりと予測したのである。

と述べている。この指摘は、家持の心情の推測に依拠するだけに、すぐさま従いがたい点があるのを否めないが、果

たして、「出金宣命の前半のことばは聖武即位宣命と全く等しい。」という指摘はどうだろうか。長くなるが、ここでは、正確な両者の比較が求められるだけに、『続日本紀』に載る両者を掲げる。(1)

従三位中務卿石上朝臣乙麻呂宣らく、「現神と御宇倭根子天皇が詔旨らまと宣りたまふ大命を、親王・諸王・諸臣・百官人等、天下公民、衆聞きたまへと宣る。高天原ゆ天降り坐しし天皇が御世を始めて、中・今に至るまでに、天皇が御世御世、天日嗣高御座に坐して治め賜ひ恵び賜ひ来る食国天下の業となも、神ながらも念し行さくと宣りたまふ大命を、衆聞きたまへと宣る。かく治め賜ひ恵び賜ひ来る天日嗣の業と、今皇朕が御世に当りて坐せば、天地の心を労しみ重しみ辱み恐み坐すに、聞こしめす食国の東の方陸奥国の小田郡に金出でたりと奏して進れり。此を念せば、種々の法の中には、仏の大御言し国家護るがたには勝れたりと聞こし召して、食国天下の諸国に最勝王経を坐せ、盧舎那仏化り奉るとして天に坐す神・地に坐す祇を祈祷り奉り、挂けまくも畏き遠き我が皇天皇が御世を始めて拝み仕へ奉り衆人をいざなひ率ゐて仕へ奉る心は、禍息みて善くなり危き変りて全く平がむと念ひて仕へ奉る間に、衆人は成らじかと疑ひ、朕は金少けむと念し憂へつつ在るに、三宝の勝れて神しき大御言の験を蒙り、天に坐す神・地に坐す神の相うづなひ奉りさきはへ奉り、また天皇が御霊たちの恵び賜ひ撫で賜ふ事に依りて顕し示し給ふ物に在るらしと念し召せば、受け賜はり歓び、受け賜はり貴び、進みも知らに退きも知らに、夜日畏恐り念せば、天下を撫で恵び賜ふ事、理に坐す君の御代に当りて在るべき物を、拙くたづかなき朕が時に顕し示し給へれば、辱み愧しみなも念す。是を以て朕一人やは貴き大き瑞を受け賜はらむ、天下と共に頂き受け賜はり歓ぶるし理に在るべしと、神ながらも念し坐してなも、衆を恵び賜ひ治め賜ひ御代の年号に字加へ賜はくと宣りたまふ天皇が

大命を、衆聞きたまへと宣る。辞別きて宣りたまはく、大神宮を始めて諸神たちに御戸代奉り、諸祝部治め賜ふ。また寺々に墾田の地許し奉り、僧綱を始めて衆の僧尼敬ひ問ひ、治め賜ひ、新しく造れる寺の寺と成すべきは官寺と成し賜ふ。大御陵守り仕へ奉る人等一二治め賜ふ。また御世御世に当りて天下奉し賜ひ国家護り仕へ奉る事の勝れたる臣たちの侍る所には、表を置きて、天地と共に人に侮しめず、穢さしめず治め賜へと宣りたまふ大命を、衆聞きたまへと宣る。また天日嗣高御座の業と坐す事は、進みては挂けまくも畏き天皇が大御名を受け賜はり、退てははは大御祖の御名を蒙りてし食国天下をば撫で賜ひ恵び賜ふとなも神ながらも念し坐す。是を以て王たち大臣の子等治め賜ふいし、天皇が朝に仕へ奉り、ははに仕へ奉るには在るべし。しかのみにあらず、挂けまくも畏き近江大津宮に大八嶋国知らしめしし天皇が大命として、奈良宮に大八洲国知らしめしし我が皇天皇と御世重ねて朕に宣りたまひしく、「大臣の御世重ねて明き浄き心を以て仕へ奉る事に依てなも天日嗣は平けく安けく聞こし召し来る。此の辞忘れ給ふな。弃て給ふな」と宣りたまひし大命を受け賜はり恐り、汝たちを恵び賜ひ治め賜はくと宣りたまふ大命を、衆聞きたまへと宣る。又三国真人・石川朝臣・鴨朝臣・伊勢大鹿首どもは、治め賜ふべき人としてなも簡ひ賜ひ治め賜ふ。また県犬養橘夫人の天皇が御世重ねて明き浄き心以て仕へ奉り、皇朕が御世に当りても怠り緩ふ事無く助け仕へ奉り、しかのみにあらず、祖父大臣の殿門荒し穢す事无く守りつつ在らし事、いそしみうむがしみ忘れ給はずとしてなも孫等一二治め賜ふ。また大臣として仕へ奉へる臣たちの子等、男は仕へ奉る状に随ひて種々治め賜ひつれども、女は治め賜はず。是を以て念せば、男のみ父の名負ひて女はいはれぬ物にあれや、立双び仕へ奉るし理に在りとなも念す。父がかくしまに在れと念ひておもぶけ教へけむ事過たず失はず家門荒さずして天皇が朝に仕へ奉れとしてなも汝たちを治め賜ふ。……（宣命第十三詔）

大伴家持の吉野行幸儲作歌

詔して曰はく、「現神と大八洲知らしめす倭根子天皇が詔旨らまと勅りたまふ大命を親王・諸王・諸臣・百官人等、天下公民、衆聞きたまへと宣る。高天原に神留り坐す皇親神魯岐・神魯美命の、吾孫の知らさむ食国天下と、よさし奉りしまにまに、高天原に事はじめて、四方食国天下の政を、弥高に弥広に天日嗣と高御座に坐して、大八嶋国知らしめす倭根子天皇の大命に坐せ詔りたまはく、「此食国天下は、掛けまくも畏き藤原宮に、天下知らしめしし、みましの父と坐す天皇の、みましに賜ひし天下の業」と、詔りたまふ大命を、聞きたまへ恐み受賜り懼り坐す事を、衆聞きたまへと宣る。「かく賜へる時に、みまし親王の齢の弱きに、荷重きは堪へじかと、念し坐して、皇祖母と坐しし、掛けまくも畏き我皇天皇に授け奉りき。此に依りて是の平城大宮に現御神と坐して、大八嶋国知らしめして、霊亀元年に、此の天日嗣高御座の業食国天下の政を、朕に授け賜ひ譲り賜ひて、教へ賜ひ詔り賜ひつらく、『挂けまくも畏き淡海大津宮に御宇しし倭根子天皇の、万世に改るましじき常の典と、立て賜ひ敷き賜へる法の随に、後遂には我子に、さだかにむくさかに、過つ事無く授け賜へ』と、負せ賜ひ詔り賜ひしに、坐す間に去年の九月、天地の貺へる大き瑞物顕れ来り。又四方の食国の年実豊に、むくさかに得たりと見賜ひて、神ながらも念し行すに、うつしくも、皇朕が御世に当りて、顕見るる物には在らじ。今嗣ぎ坐さむ御世の名を記して、応へ来りて顕れ来る物に在るらしと念し坐して、今神亀の二字を御世の年名と定めて、養老八年を改めて、神亀元年として、天日嗣高御座食国天下の業を吾が子みまし王に、授け賜ひ譲り賜ふ」と詔りたまふ天皇が大命を、頂に受け賜り恐み持ちて、辞び啓さば天皇が大命恐み、被賜り仕へ奉らば拙く劣くて知れること無し。進むも知らに退くも知らに、天地の心も労く重しく、百官の情も辱み愧しみなも、神ながら念し坐す。故、親王等を始めて王たち臣たち汝たち、清き明き正しき直き心を以て、皇が朝をあななひ扶け奉りて、天下の公民を奏し賜へと詔りたまふ命を、衆聞きたまへと

宣る。辞別けて詔りたまはく、遠皇祖の御世を始めて、中・今に至るまで、天日嗣と高御座に坐して、此の食国天下を撫で賜ひ慈しび賜はく時々状々に従ひて、治め賜ひ慈しび賜ひ来る業と、神ながら念し行す。是を以て先づ天下を、慈しび賜ひ治め賜はく、天下に大赦す。内外の文武の職事及び五位已上父の後とある者には、勲一級を授く。高年百歳已上には穀一石九斗、九十已上には一石、八十已上、并に惸独の自存すること能はぬ者には五斗を賜へ。孝子・順孫・義夫・節婦は、咸く門閭に表して、身を終ふるまで事勿からしめよ。天下の兵士は今年の調の半を減し、京畿は悉く免す。また官々に仕へ奉る韓人部一二人に、その負ひて仕へ奉るべき姓名賜ふ。また百官の官人、及び京下の僧尼に、大御手物取し賜ひ治め賜はくと詔りたまふ天皇が御命を、衆聞きたまへと宣る」とのたまふ。

（宣命第五詔）

右に見るように、両者の文言を対照してみて、語句は重なるものの、決して「全く等しい」というわけではない。また、個々の用語にしても、この二つの宣命だけに限られるものでもない。陸奥国出金宣命に触れた家持が聖武即位宣命を想起したとする主張は、それが家持の心中のことがらに属するだけになかなか特定することが難しいだろう。可能性が全く無いとは勿論言えないわけだが、蓋然性が高いとは言えないのではないだろうか。

一方、丸山隆司氏「万葉集の文学史――吉野讃歌の展相――」（勉誠社『古代文学講座8　万葉集』所収、一九九六年四月）は、「家持の吉野讃歌までに発令された宣命の一覧」を掲げ、分析をほどこし、次のように述べている。

特徴的なことは、文武天皇から始まり元明・聖武・孝謙天皇までに至る天皇の即位に際して宣命が発令されていることである（①③⑤⑭）（この番号は、右のそれぞれの天皇の即位宣命を指している。論者注）。いいかえれば、

天皇の即位と宣命とは、いわばセットになっている。そして、それらの宣命には、「此天津日継高御座之業」(①)、「此乃天津日嗣高御座尓坐而大八島所知倭根子天皇乃大命尓…」(⑤)などという表現が例外なく見られる。として、気づかなければならないことは、家持の吉野讃歌が、孝謙天皇の即位を、いわば先取りしたような位置にあるということだ。

家持当該歌を、孝謙天皇即位を先取りしたものとするこの丸山論文は、「陸奥国出金詔書を賀く歌」のなかに聖武天皇譲位・孝謙天皇即位を先取りする要素を見出そうとする鉄野昌弘氏「『賀陸奥国出金詔書歌』論」(『万葉』一五五、一九九五年一一月)の主張と並べて見れば、連動するものを見出せそうであり、その点で非常に興味深い。しかし、「陸奥国出金詔書を賀く歌」に、そうした孝謙天皇即位を先取りする要素が見られないことは、すでに拙稿「大伴家持の陸奥国出金詔書を賀く歌」(『北海道大学文学研究科紀要』一〇一、二〇〇〇年九月)において確認した。

また、この丸山論文の分析には、蓋然性に欠ける点があるようだ。つまり、丸山論文自体も断っているように、家持の当該歌までの宣命しか分析の対象に据えていない。また、「天皇の即位と宣命とは、いわばセットになっている。」と述べているが、宣命は必ずしも即位の時だけに現われるわけではないことが、『続紀』の宣命を調べればわかる。さらに、「天津日継」「高御座」という表現も、即位の時だけに現われる表現ではない。やはり、当該歌に「孝謙天皇の即位を、いわば先取りしたような位置」を見出すことは不可能であろう。

また、神堀忍氏「家持作『為幸行芳野離宮之時儲作歌』の背景と意義」(『国文学』五二、一九七五年九月)は、

家持の胸中にも、当然、壬申の乱を誇りとする火が燃えていたわけで、賀出金詔書を契機に、賀出金詔書歌ともなり当面の儲作歌ともなったのであった。越中国守として遠く都を離れていた家持が、突如として吉野行幸を想

うのも、実は、彼の精神の内奥においては、きわめて自然な展開にしたがったにすぎない。むしろ、元明朝以来抑圧されがちであった大伴一族の誇りが、この時、家持によって素直に自然に表現されたとみることこそ肝要である。

と述べ、大伴氏の置かれた政治的状況から、家持の心中に迫ろうとしている。また、集中には大伴旅人の吉野讃歌（巻三・三一五～三一六歌）があるわけだが、この歌について考察する村山出氏「吉野の讃歌――性格と意義――」（『奈良朝前期万葉歌人の研究』所収。初出「大伴旅人の吉野讃歌」『小樽商科大学人文研究』八二、一九九一年八月）でも、

越中国在任中の家持が「興に依りて」といいながら、なぜ現実に従駕の可能性のない吉野行幸を想定し、預作歌を作ったのであろうか。たまたま思いついて、文学的な興がわくままに作ったというのではあるまい。家持の讃勅歌が父旅人の吉野讃勅歌の性格を意図的に受け継ぎ、家持もまた吉野が大伴氏にとっても聖地であることを深く心に刻んでいたことは、父の旅人と同然であったろうと推測されるからである。

と述べられ、大伴氏と吉野との関わりから論じようとする。

なぜ、家持は吉野行幸を想起し、吉野行幸従駕の儲作歌を詠んだのか。結局、それは、家持の心中に属することがらである。それだけに、これ以上の詮索は不可能と思われる。ただ、この儲作歌を歌えば、人麻呂、金村・赤人・千年という宮廷歌人によって引き継がれて来た吉野讃歌の系譜上に自らの作品も位置づけられるということを、家持自身が了解していたであろうことについては、推測が可能なのではなかろうか。吉野讃歌は、右に触れたように、家持の父旅人も（宮廷歌人によって歌われて来た吉野讃歌を、大伴旅人という高官が作る機会がなぜあったのかという疑問もあるのだが、それはさておき）詠んでいた。その吉野讃歌の系譜に、家持も、この儲作歌を詠むことによってつ

ながるのである。亡妻挽歌の系譜、皇子挽歌の系譜を継承する意図の下にそれぞれ「悲傷亡妾歌」「安積皇子挽歌」を制作した家持であれば、この系譜の継承が企図されたことだけは確かなのではなかろうか。

また、神野志隆光氏「聖武朝の皇統意識と天武神話化」（『柿本人麻呂研究』所収。初出『新日本古典文学大系　月報』一九、一九九〇年九月）では、

吉野は天武王朝皇統意識への回路であった

と指摘されている。現皇統を讃美するためのひとつの手段として、吉野をめぐる讃歌が有効であると認識されていたことも、想像に難くないだろう。ただ、少し先取りするかたちで述べるならば、当該吉野讃歌の讃美の表現は、これ以前の伝統の表現とは少し異なっていると言えそうだ。この点は後に詳述することにしたい。

四　「我ご大君」の描写

（一）当該歌の構成について

当該歌を読んで行くうえでの地ならしに、随分と紙数を費やしたが、さっそく表現の分析をすすめ、当該歌の構成と皇統讃美の方法を考えて行きたい。

当該歌は、長歌前半部「あり通ひ　見したまふらし」までが天皇の行為の描写となっており、長歌後半部「もののふの　八十伴の男も」以降が臣下の行為の描写となっている。そして、これに対応して、反歌の方も、第一首四〇九九歌が「我ご大君」についての描写、第二首四一〇〇歌が臣下についての描写となっている。清原和義氏「家持『吉

野儲作歌』考―風土とその周辺―」（『青木生子博士頌寿記念論集　上代文学の諸相』所収、一九九三年一二月）も、

人麻呂や赤人の長歌の構成に較べて、吉野儲作歌は、天皇と臣下との行動が截然と分かたれて表現されている

と述べ、当該歌の構成の特徴を指摘している。また清原論文は、当該歌のこの構成と「陸奥国出金詔書を賀く歌」との関りを考え、

詔の中に大伴氏の名前を見出して、新たに確認した天皇と氏との関係を、長歌から反歌に至るまで、天皇・臣下、天皇・臣下と繰り返す波動によって截然と歌った歌と言えよう。

と述べている。私は、前掲拙稿「大伴家持の陸奥国出金詔書を賀く歌」において、「陸奥国出金詔書を賀く歌」に、臣下の立場から聖武天皇に対して捧げられた新たな言立てとしての性格を見出しておいた。「陸奥国出金詔書を賀く歌」制作によって見出された、そうした天皇と臣下との関係の把握が、当該吉野儲作歌のなかに、構成意識となって現われているという指摘は、大変貴重なものと考える。

ところで、清原論文は、

この自ら多用し、吉野儲作歌では長歌と反歌とに二度にわたって用いている「もののふの八十」によって臣下としての家持の立場を確認し、翻って「天の日嗣」の讃としているのである。

とも述べているが、「臣下としての家持の立場を確認し」たとする把握は、少し妥当性を欠くと言えるのではないか。当該歌では、「我ご大君」「もののふの　八十伴の男（氏人）」双方をともに描いているのであり、双方を第三者的に描く位置に、叙述の主体が置かれているわけである。なお、この点については、後にふたたび述べることにしたい。

清原論文の適切な当該歌の構成の把握に導かれつつ、「我ご大君」「もののふの　八十伴の男（氏人）」双方を第三者

的に描くその位置から、双方がどのように描かれているのかを、以降分析して行くことにしたい。

（二）長歌前半部

まず、長歌前半部の文脈を理解しておきたい。「高御座　天の日継と　天の下　知らしめしける　皇祖の　神の命の畏くも　始めたまひて　貴くも　定めたまへる」が修飾部となり、「み吉野の　この大宮」を説明していると捉えられる。

「この大宮」という表現について、『全集』は、

コノは近くのものをさす指示語。吉野離宮において詠んだように歌ってある。

と述べ、また、『新全集』も、

……吉野離宮に奉仕して作ったように詠んでいる。

と指摘した。当該歌は、「儲作歌」であるわけで、あらかじめ作った歌であっても、このように、その「場」を強く志向して歌が詠まれていると言えよう。

では、その「場」である行幸先の吉野離宮の説明において、当該歌では、どのような表現が盛り込まれているのだろうか。以下、その検討に移りたい。

当該長歌は、「高御座　天の日継」という表現によって始まる。ここでは、まず、重要な言葉としての「天の日継」について理解を深めなければならないだろう。

『代匠記』（初稿本、四〇八九歌の条）は、早くに、

あまのひつきとゝは　天照大神より、皇統の絶すつゝかせたまふ故なり。

と述べていた。また、小野寛氏「家持の皇統讃美の表現――『あまのひつぎ』――」（『大伴家持研究』所収。初出『論集上代文学　第二冊』、一九七一年一一月）は、『古事記』『続日本紀』宣命、『延喜式』祝詞の、「天日嗣」（アマツヒツギ）の詳細な調査をおこない、その「アマツヒツギ」を家持が「アマノヒツギ」と歌い代えたことを指摘する。そして、

「アマツヒツギ」という語が、文献的には古事記から祝詞・宣命と用いられて来ており、本来は「神聖なる継承」の意を、また「神聖なる継承者」という意を示す語であった。それがその聖なる継承を讃えつつ継承するものをも指すようになり、全く「皇位・帝位」の別語と考えられるようになってゆく。それが宣命の三十例の調査と、記紀・祝詞の用例から推測されるのである。

と述べている。また、小野論文は、当該家持歌に、天皇の統治する御代が代々絶えることなく受け継がれて来たことを述べる方法があること、その方法は人麻呂・赤人・金村・福麻呂とは一線を画すものであることを指摘している。そして、その特徴をなす中心的詞句が「アマノヒツギ」であると指摘している。家持の讃美のあり方を考えるうえで、この小野論文の指摘は見落とすことができないであろう。

次に、「高御座」について検討しよう。

集中、巻三に収められている次の歌、

山部宿祢赤人登二春日野一作歌一首并短歌

春日を　春日の山の　高座之　御笠乃山尓　朝さらず　雲居たなびき　容鳥の　間なくしば鳴く……（3三七二）

高按之　三笠乃山尓　鳴く鳥の　止めば継がるる　恋もするかも（三七三）

の「高座」「高按」は、三笠の山にかかる枕詞であるが、このかかり方について、『代匠記』（初稿本）は、次のように述べている。

高くらのみかさの山とは、天子の高御座の上に蓋をかけらるゝゆへに、みかさ山といはんとて、高くらのとはいへり。高みくらは、御即位の時、毎年正月元日と、蕃客朝参の時、これらに大極殿に飾らるゝを申なり。（傍線論者）

これにより、三七二歌の「高座」が、天皇の御座すなわち「高御座」を表わすことがわかる。『代匠記』は続けて、高御座の形状や設営等について、『延喜式』第十五内蔵寮・第十七内匠寮の各条の記述を挙げて説明している。その導きに従って、いま、『延喜式』第十七内匠寮条の記述を掲げておきたい。[2]

凡毎年元正。前一日官人率二木工長上雑工等一。装二飾大極殿高御座一。（以下割注部分）蓋作二八角一。角別上立二小鳳像一。下懸以二玉幡一。毎レ面懸二鏡三面一。当レ頂著二大鏡一面一。蓋上立二大鳳像一。惣鳳像九隻。鏡廿五面。幔台一十二基。立二高御座東西各四間一。

当該歌の「高御座」の形状も、これによってわかるが、当該歌においては、単にそうした形状や設営等だけではない把握が必要であろう。そこで、『続日本紀』に見られるの「高御座」の用例を挙げたい（24の「天官御座」も「たかみくら」と訓まれるのでこれも掲げる。なお、9のみ宣命ではない）。

1……此天津日嗣高御座之業止（宣命第一詔　文武即位）

2……天皇御世御世、天豆日嗣止高御座尓坐而（第三詔　元明即位）

3……天皇御世御世、天豆日嗣高御座尓坐（第四詔　和銅改元）
4……弥高弥広尓天日嗣止高御座尓坐而（第五詔　聖武即位・神亀改元）
5……霊亀元年尓此乃天日嗣高御座之業食国天下之政乎（同）
6……天日嗣高御座食国天下之業乎（同）
7……天日嗣止高御座尓坐而（同）
8……皇朕高御座尓坐初由利（第七詔　天平元年八月）
9……運三恭仁宮高御座并大楯於難波宮一（天平十六年二月）
10……天皇御世御世、天日嗣高御座尓坐豆（第一三詔　陸奥国出金）
11……又天日嗣高御座乃業止坐事波（同）
12……天皇御世御世聞看來食國天ッ日嗣高御座乃業止奈母（第一四詔　聖武譲位）
13……斯天ッ日嗣高御座乃業者（同）
14……隨法天川日嗣高御座乃業者（同）
15……斯天川日嗣高御座乃業乎（第一四詔　孝謙即位）
16……定賜来流天日嗣高御座次乎（第一九詔　天平宝字元年七月）
17……天皇御世御世聞看来天日嗣高御座乃業止奈母（第二三詔　孝謙譲位）
18……加久聞看来天日嗣高御座乃業波（同）
19……此天日嗣高御座之業乎（第二四詔　淳仁即位）

20……天日嗣高御座乃坐尓昇賜物乎（第二五詔　天平宝字三年六月）

21……太子尓天豆日嗣高御座乃継天授万豆流（第四五詔　神護景雲三年十月）

22……然此乃天日嗣高御座之業者（第四八詔　弘仁即位）

23……其高御座天之日嗣座波（第五四詔　宝亀三年五月　廃皇太子他戸親王）

24……許能天官御座坐而天地八方治賜調賜事者（第六詔　天平元年八月）

右に見るように、用例の多くが先程確認した「アマツヒツギ」「アマノヒツギ」と共に現われる。また、祝詞「大殿祭」（『延喜式』巻八）には、

高天原尓神留坐須皇親神魯企神魯美之命以氐皇御孫之命乎天津高御座尓坐氐天津璽乃劔鏡乎捧持賜天言壽……宣志久皇我宇都御子皇御孫之命。此乃天津高御座尓坐氐。天津日嗣乎万千秋乃長秋尓。大八洲豊葦原瑞穂之國乎。安國止平久氣所知食止。……

とある。

こうした「高御座」の例の検討をとおして、「高御座」は、皇位の象徴的な意味を負っており、皇統の継承といったことがらに深く関係することばであったと判断されよう。そして、当該例の「高御座」においても、そうした点を把握しておくべきであると考えられる。(3)

さて、ここまで見てきて、長歌冒頭部で「高御座　天の日継と」と歌い出だされることによって、「天照大神より、皇統の絶すつゝかせたまふ」（『代匠記』初稿本）皇位が、まさに絶えることなく継承されて来たことが、作品の上で強調されているありようを見出せよう。ここに、家持当該歌なりの皇統讃美の機能が果たされていると捉えられる。

右に見た「高御座　天の日継と」という荘重な歌い出しにつづき、次には、「天の下　知らしめしける　皇祖の　神

の命の　畏くも　始めたまひて　貴くも　定めたまへる　み吉野の　この大宮に」と歌われる。ここでは、「畏くも　始めたまひて　貴くも　定めたまへる」の部分、ひいては、「皇祖の　神の命」の内容が問題となる。

『日本書紀』応神天皇の条には、

十九年の冬十月の戊戌の朔に、吉野宮に幸す。時に、国樔人来朝り。因りて、醴酒を以ちて天皇に献りて、歌して曰さく……

とあり、[4]『古義』所引の中山嚴水の説において、この記事は、

是レ吉野ノ離宮のはじめなるべし

と触れられている。しかし、当該歌の「畏くも　始めたまひて　貴くも　定めたまへる　み吉野の　この大宮」についても、右に見た『日本書紀』の記述を採り入れて、そこに応神天皇の姿を見出すべきなのであろうか。

この点について、前掲神野志氏「聖武朝の皇統意識と天武神話化」は、

家持の聖武皇統意識が、応神朝に吉野宮の始まりをもとめるようなところで（日本書紀応神十九年条の吉野宮初出をよりどころとするもので『古義』をはじめとして有力な見解）捉えうるものでないことは、反歌四〇九九歌にてらして明らかだ……。応神朝まで拡散してしまっては、「いにしへを思ほすらしも」が一つの像を結ぶとはいえないであろう。

と述べる。たしかに、当該歌において、応神天皇が特に取り出されて来る必然性は見出されない。この点で、神野志論文の指摘は、妥当なものであると捉えられる。

しかし、神野志論文のように、「『いにしへを思ほすらしも』が一つの像を結ぶ」と捉えてよいのだろうか。神野志

論文には、直後に、

天武王朝としての皇統意識という点から私はこれを捉えたい。

という文言があり、「一つの像」に「天武王朝」が比定されているのが明らかだ。しかし、これは、正しい比定なのだろうか。

神野志論文の論理はこうだ。神野志論文は、前掲小野氏「家持予作歌の形成と背景」を取り上げ、

出金宣命の前半の表現と聖武即位宣命の表現との類似に留意しつつ、家持が、神亀元年の即位・吉野行幸を想起してこの儲作歌をなすに至ったと捉える小野説は、本質を射ていると思う。

と評価する。神野志論文の論理のなかでは、家持当該歌と聖武即位・吉野行幸とのつながりがこのように確保されたわけだ。次に、吉野行幸に思いが及べば、当然そのおりの金村・赤人の吉野行幸従駕歌が想起されるという判断があるようだ。そして、聖武即位に関する金村・赤人の吉野行幸従駕歌で「神代」と歌われているのは天武朝であるという、神野志氏自身の認定にもとづいて、

「すめろきの神のみことの……始めたまひて……定めたまへる」・「いにしへ」ということと、金村・赤人の「神代」とが重なってくることは明らかに看取されよう。

持統朝でも、天武・持統朝でもなく、天武朝そのものを意識して、「神代」（金村・赤人）、「すめろきの神の命」（家持）というのだと見るべきではないか。

という結論が導き出されてくる。

本論では、出金宣命に触れた家持が聖武即位宣命を想起したとする指摘には、なかなか従い難い点があることをす

でに述べた。神野志論文の家持当該歌についての把握は、この点から妥当ではないと判断されよう。

さらに、神野志論文のように、「『いにしへを思ほすらしも』が一つの像を結ぶ」と無前提に捉えてよいのだろうか。当該歌の文脈にふたたび戻って把握すべきと考える。再度、長歌の最初から文脈をなぞってみよう。

長歌の冒頭部には「高御座　天の日継と　天の下　知らしめしける　皇祖の　神の命の」とある。すでに検討したように、「高御座　天の日継と」と歌われることによって、天照大御神に由来する皇統がまさに絶えることなく継承されて来たことが、作品上で強調される。この「継承」という点を、ここでも考え合わせなくてはならないのではなかろうか。

家持当該歌には、天武でもなく、また応神でもなく、さらに某天皇に限定するというのでもない、射程の長い視座があると考えられるのではなかろうか。つまり、「高御座　天の日継」として代々皇統を継承し、「天の下」を統治した「皇祖の　神の命」の歴史のなかで、吉野宮が始められ定められたことを長歌冒頭部は語っていると捉えられる。その「皇祖の　神の命」による「始めたまひ」「定めたま」う行為も、皇統の継承の歴史のなかに回収されている。そして、こう捉えることで、反歌四〇九九で「古を　思ほす」と歌われていることにも理解が届くのではないか。

ここまで、「み吉野の　この大宮」にかかる部分の理解をすすめてきた。長歌前半部の末尾では、これまで見てきたような由緒ある吉野離宮に、「あり通ひ　見したまふ」とつづく。そうした吉野離宮に行幸が何度も繰り返され、吉野の景を賞美する様が描かれているといえる。

ところで、当該歌では、「あり通ひ　見したまふ」の主語が表わされていない。『略解』は、

ありがよひは其継々の天皇の幸し給へるを言ふ。（傍線論者）

大伴家持の吉野行幸儲作歌

と述べるが、『古義』は、この『略解』説を批判して、

当代天皇の、在往来ひつゝ見給ふらし、となり、（同）

と述べた。この『古義』のように捉えるのが妥当なことは、左にあげるような歌を参照すれば確かめられるであろう。左の赤人歌では、傍線部に「見したまふ」「あり通ひ」があり、二重傍線部にその主語として「我が大君」がある。

八年丙子夏六月幸二于芳野離宮一之時山邊宿祢赤人應レ詔作歌一首并短歌

やすみしし　我が大君の　見給　吉野の宮は　山高み　雲ぞたなびく　川早み　瀬の音ぞ清き　神さびて　見れば貴く　よろしなへ　見ればさやけし　この山の　尽きばのみこそ　この川の　絶えばのみこそ　ももしきの大宮ところ　やむ時もあらめ（6一〇〇五）

反歌一首

神代より　吉野の宮に　蟻通　高知らせるは　山川をよみ（一〇〇六）

当該歌では、反歌に「我ご大君」という主語があり、ひるがえって、長歌のこの部分の主語も「我ご大君」であると確かめられるであろう。

その「我ご大君」の、吉野離宮に通う様を描写したのが、「あり通ひ　見したまふ」であるわけだが、それには、「らし」がついている。「らし」は、そう推定できる根拠を近くの表現に求めるわけであり、『全注　巻第十八』（伊藤博氏担当）は、

「らし」は確実な根拠に基づく推量。ここは、「すめろきの神の命」が「貴くも定めたまへる大宮」であることが根拠。

と述べている。つまり、いままで見て来た、皇統の継承にうらうちされた「皇祖の　神の命」によって吉野離宮が定められたことが、根拠となっているわけである。

（三）反歌第一首

ここまで、長歌前半の「我ご大君」の描写の部分を考察してきたが、先の清原論文の構成理解にもとづいて、つぎには、同じく「我ご大君」の姿が描かれている反歌第一首四〇九九の方に考察の目を向けたい。

ここで、もう一度、四〇九九歌を掲げよう。

いにしへを　思ほすらしも　我ご大君　吉野の宮を　あり通ひ見す（四〇九九）

この一首について、『総釈』は、次のように口訳をつけている。

我が大君が、当に吉野の宮に行幸なされて、その勝れた景色を御覧遊ばす。これは、大君が、吉野の離宮の創められたその当時のことを、なつかしく御偲びなされることと、拝察し奉る次第である。

この指摘のように、当該歌は、初句・第二句と第三句～結句とが倒置になっていると解されよう。

ところで、この反歌の方にも「らし」がある。この「らし」に関連して、『全註釈』は、「評語」として、

長歌の前半を約言したものである。ただ行幸の意を、古ヲ思ホスラシとし、アリ通ヒ見スの方は、推量にしないのが変わっている点である。

と述べているが、決して「変っている」のではなかろう。こうした表現になっているのは、この反歌では、そもそも「あり通ひ見す」が「らし」の根拠となっているからではないだろうか。ここには、長歌の記述を踏まえている点が見

出せる。『全釈』は、「あり通ひ見す」について、

長歌中の安里我欲比賣之多麻布良之を断定的に言つたもの。

と述べている。この指摘は長歌前半と反歌第一首の関連をたどるうえで重要であろう。長歌の「見したまふらし」の推定が、長歌の記述を経過することで、確実なものと認定されるのである。そして、それが前提となって、反歌第一首四〇九九歌において、「吉野の宮を　あり通ひ見す」の部分が、第二句の「思ほすらしも」の根拠となっているのである。一首の構造は、このように捉えられる。

ところで、この四〇九九歌の特色として、「古を　思ほすらしも」というように、天皇の心中を忖度している点が挙げられる。その特色から導き出されることがらについては、第六節「むすび」で述べることとして、ここでは、「我ご大君」によってここで思慕される「古」のなかみは何なのかを考えておきたい。

ここでは、長歌冒頭部からの記述と照らし合わせるべきであろう。「高御座　天の日継」として代々皇統が引き継がれ、天の下を統治した「皇祖の神の命」の歴史を、「古」が引き取っているのである。行幸の中心たる「我ご大君」聖武天皇が、自らの来歴を思うという心中が、第三者的視座より描写されているのである。

五　「もののふの八十伴の男」の描写

（一）伝統と創造

ここまで、「我ご大君」の描写について、長歌前半部と反歌第一首の分析を進めて来た。つぎには、長歌後半部と反

歌第二首の分析に移りたい。

考察にさきだって、「伝統と創造」という視点について付言しておきたい。

周知のように、清水克彦氏「吉野讃歌」（『柿本人麻呂』所収。初出一九五六年一月）と、土橋寛氏「人麻呂における伝統と創造—吉野宮讃歌をめぐって—」（『万葉集の文学と歴史』所収。初出一九五六年九月）は、柿本人麻呂の作歌の営みのなかに、前代の伝統をどう継承し、また人麻呂なりの創造をどのように盛り込んでいるのかについて考察し、以後の人麻呂を研究する者に大きな道すじを示した。いま、家持の吉野讃歌を考察するにあたっても、この「伝統と創造」という視点は、きわめて有効なのではなかろうか。以下、家持は、人麻呂「吉野讃歌」以来の伝統をどのように継承したのか、また、伝統にはない表現があるとすれば、それをどのように創造したのか、という問題を中心に据えて考察して行きたい。

（二）長歌後半部

まずは、長歌後半部について考察する。後半部は、「もののふの　八十伴の男も　己が負へる　己が名負ひて」で始まる。中心である「我が大君」に奉仕する臣下の側の描写である。天皇に奉仕する側を吉野讃歌のなかで歌うのは、人麻呂以来の伝統と考えられる。周知の、森朝男氏「景としての大宮人—宮廷歌人論として—」（『古代和歌の成立』所収。初出『上代文学』五三、一九八四年一一月）の見解を参照しておこう。

森論文は、柿本人麻呂の「吉野讃歌」、巻一・三六歌、

やすみしし　我が大君の　きこしめす　天の下に　国はしも　さはにあれども　山川の　清き河内と　御心を

大伴家持の吉野行幸儲作歌

吉野の国の　花散らふ　秋津の野辺に　宮柱　太敷きませば　ももしきの　大宮人は　舟並めて　朝川渡る　舟競ひ　夕川渡る　この川の　いや高知らす　水激く　滝の宮処は　見れど飽かぬかも

と、笠金村の神亀二年の吉野讃歌、巻六・九二〇歌、

あしひきの　み山もさやに　落ちたぎつ　吉野の川の　川の瀬の　清きを見れば　上辺には　千鳥しば鳴く　下辺には　かはづ妻呼ぶ　ももしきの　大宮人も　をちこちに　繁にしあれば　見るごとに　あやにともしみ　玉葛　絶ゆることなく　万代に　かくしもがもと　天地の　神をぞ祈る　畏くあれども

を例示し、

〈大宮人〉の儀礼歌における代表的表出例はこのようにある。大宮人の頻繁にして多数の奉仕を、あたかも景として描くが如くに叙して、離宮を、ひいては離宮を経営する天皇を祝賀している。

と述べ、「大宮人」の奉仕を描くことの方法的意義を説明する。そして、

かかる大宮人の叙述の形式を〈景としての大宮人〉と呼んでおくことにする。したがってその際における〈景〉とは、単なる叙景の景と見えて、実は言寿ぎ的な寓喩性を内包するものである。

と述べる。

森論文に示された人麻呂の「吉野讃歌」に奉仕する側を「大宮人」として描く方法が採られており、また、金村の神亀二年の吉野讃歌にも同様の方法が採られているところを見ると、この方法は、吉野讃歌を詠むうえで継承されるべき伝統の方法と認定されていたと考えられるのではないか。「もののふの　八十伴の男も……かくしこそ　仕へ奉らめ」と歌う当該歌も、こうした伝統を踏んでいるものと解釈してよいであろう。

しかし、当該歌では、その伝統を踏みつつも、この歌なりの創造を盛り込んでいると認められそうだ。

『古事記伝』（三九巻）は、「もののふの　八十伴の男も　己が負へる　己が名負ひて」の表現に対して、

さて古へは、氏々の職業各定まりて、世々相継て仕へ奉りつれば、其ノ職即其ノ家の名なる故に、【氏々の職業は、もと其先祖の徳功に因りてうけたまはり仕奉るなれば、是も賛たる方にて名なり、】即其ノ職業を指しても、名と云り、

と述べている。そして、こうした記述を承けて、『古義』も、

さて己が家々の先祖より、相継仕へ奉り来る、其ノ職々を負て、と云なり

と述べる。人麻呂の「吉野讃歌」も、金村の神亀二年の吉野讃歌も、「大宮人」の存在やその行動は描いていても、当該歌のように、その素性までは明そうとしていない。当該歌では、単に、「大宮人」と歌うのではなく、「もののふの八十伴の男」と言い表わす。そして、各氏族の歴史を背景にして「己が負へる　己が名負ひて」と歌い、その素性を描き出しているのである。反歌第二首では、これを承けて「もののふの　八十氏人」と歌っている。

これについて、古橋信孝氏「大伴家持論―歌の呪性と〈叙事〉―」（『表現としての〈作家〉―セミナー古代文学'87』所収、一九八八年八月）は、

すでに誰もがいうように、この歌は人麻呂の吉野賛歌をふまえて作られた。しかしこの歌の人麻呂およびそれ以降の吉野賛歌との決定的な違いは、8（「もののふの　八十伴の男」の歌句。論者注）以降の各氏族が臣下として天皇に仕えるという部分である。

と述べている。また、『全注』（一九九二年一一月）も、

型としては、人麻呂・赤人らの先蹤を継ぐものだが、臣下について、それぞれ家名を負い持っていると詳細に述べたのは、吉野讃歌中、この歌のみ。

と述べている。こうした見解を参照して、やはり、ここに、伝統を引き継ぎながらも新しい表現を盛り込もうとする、当該歌なりの創造の一端を見出すことができよう。

ところで、『窪田評釈』は、「己が負へる　己が名負ひて」に対して、

二句、自分の職業を現す名を持つところの自分の名を持つてで、これは廷臣の名を、朝廷の側から見た意で、朝廷に中心を置いての云ひ方である。（傍線論者）

と述べている。しかし、傍線部の把握はどうだろうか。前節で確認してきたように、当該歌では、天皇の姿も第三者的に描かれているのである。この描き方は、「もののふの　八十氏人」、つまり、臣下の側に対しても言えるのではないか。この点に関係して、次の歌を参照したい。

橘は　於能我曳多曳多　生れれども　玉に貫く時　同じ緒に貫く（紀歌謡一二五）

うちひさす　宮へ上ると　たらちしや　母が手離れ　常知らぬ　国の奥処を　百重山　越えて過ぎ行き　いつしかも　都を見むと　思ひつつ　語らひ居れど　意乃何身志　労はしければ　玉桙の　道の隈廻に　草手折り　柴取り敷きて　床じもの　うち臥い伏して　思ひつつ　嘆き伏せらく……（5八八六　憶良「熊凝歌」）

紀歌謡一二五の「於能我曳多曳多」はそれぞれの枝という意であり、第三者的に描く「おのが」であると捉えられる。これは、八八六歌でも同様だろう。この八八六歌では、「嘆き伏せらく」が描写の転換点となっている。それ以前が熊凝の姿を第三者的に描く部分であり、それ以降が熊凝自身の直接話法で死に行く悲哀が述べられている部分であると

考えられる。この八八六歌の「おのが」も、熊凝を第三者的に描く「おのが」である。

つまり、この当該歌の話者の位置は、『窪田評釈』のようではなく、天皇と八十伴の男双方を第三者的に見られる位置に置かれているのである。

身崎壽氏「宮廷讃歌の方法—和歌と天皇制序説—」（『日本文学』一九九〇年一月号）は、人麻呂「吉野讃歌」論のなかで、森論文への批判をおこなっているが、その見解をいまここで参照したい。

このように天皇についての叙述と対照させることで、「大宮人」のそれが機能している、という方法をとっているこのうたを、「景としての大宮人」という視点からではトータルにとらえきれないのではないだろうか。すくなくとも、この作品の本質のある一面をみおとしてしまうおそれが十分にあるとおもわれる。なぜなら、そこでは天皇もまた「景」としてたちあらわれているからだ。

この批判の根幹には、

その「大宮人」は天皇とともに、天皇と照応するかたちでえがかれていたからだ。

という的確な作品理解がある。当該歌でも、人麻呂「吉野讃歌」のこうした話者の位置を継承していると言えよう。

さて、ここまで述べてきて、当該歌のなかに、吉野讃歌の伝統の表現を引き継ぐ要素が見られることが解って来た。しかし、こうしたありようを「模倣」ということばでかたづけては見誤る点が多いであろう。ここでは、伝統の表現を採ることにより、吉野讃歌の系譜に乗ることが志向されていると言えよう。一方、当該歌のなかには、その伝統にはない詠み方も散見されていた。「伝統と創造」という視点が、当該家持歌にも有効であることが、このような点からわかる。

大伴家持の吉野行幸儲作歌

ひきつづき、この視点に立って、つぎの「この川の　絶ゆることなく　この山の　いや継ぎ継ぎに　かくしこそ　仕へ奉らめ　いや遠長に」という、長歌の最終部の表現を考察したい。

この部分には山川の対比があることが明瞭だが、その表現を歴代の吉野讃歌のなかに探してみよう。

やすみしし　我が大君の　きこしめす　天の下に　国はしも　さはにあれども　山川の　清き河内と　御心を吉野の国の　花散らふ　秋津の野辺に　宮柱　太敷きませば　ももしきの　大宮人は　舟並めて　朝川渡る　舟競ひ　夕川渡る　この川の　絶ゆることなく　この山の　いや高知らす　水激く　滝の宮処は　見れど飽かぬかも（1三六　人麻呂）

……山川も　依りて仕ふる　神の御代かも（1三八　同）

山川も　依りて仕ふる　神ながら……（1三九　同）

滝の上の　三船の山に　瑞枝さし　繁に生ひたる　栂の木の　いや継ぎ継ぎに　万代に　かくし知らさむ　み吉野の　秋津の宮は　神からか　貴くあるらむ　国からか　見がほしからむ　山川を　清みさやけみ　うべし神代ゆ　定めけらしも（6九〇七　金村　養老七年）

やすみしし　我が大君の　高知らす　吉野の宮は　たたなづく　青垣隠り　川なみの　清き河内ぞ　春へは　花咲きををり　秋されば　霧立ちわたる　その山の　いやしくしくに　この川の　絶ゆることなく　ももしきの大宮人は　常に通はむ（6九二三　赤人　神亀二年）

やすみしし　我が大君の　見したまふ　吉野の宮は　山高み　雲ぞたなびく　川早み　瀬の音ぞ清き　神さびて見れば貴く　宜しなへ　見ればさやけし　この山の　尽きばのみこそ　この川の　絶えばのみこそ　ももしきの

大宮所　やむ時もあらめ（6一〇〇五　赤人　天平八年）

み吉野の　吉野の宮は　山からし　貴くあらし　川からし　さやけくあらし　天地と　長く久しく　万代に　改らずあらむ　幸しの宮（3三一五　旅人）

この山川の対比の表現が、吉野讃歌の伝統としてあることがたしかめられよう。

まず、巻一・三六歌（人麻呂）、巻六・一〇〇五歌（赤人）の表現のあり方に目を向けたい。これらの歌では、山と川とが、絶えることのない吉野離宮の造営の譬喩として用いられ、離宮の永遠性を保証するものとして機能している。

一方、巻六・九二三歌（赤人）では、同じような山川の対比が用いられながらも、「その山の　いやしくしくに　この川の　絶ゆることなく　ももしきの　大宮人は　常に通はむ」というように、「大宮人」の奉仕の永遠性を述べることに、この対比が機能している。この九二三歌の歌い方には、人麻呂歌にはない要素をめざした赤人なりの創造を見出せそうだが、当該歌も、そうした赤人のなした創造的表現に依拠していると言えよう。しかし、これだけでは、ともすると、「模倣」という評価が与えられてしまうかもしれない。

ここでは、この部分に、「この山の　いや継ぎ継ぎに」という表現が採られていることについて検討してみたい。

「この山の　いや継ぎ継ぎに」に対して、『代匠記』（精撰本）は、

山ノ相ツ、ケルニヨソヘテ云ヘリ

と述べ、『略解』は、

河の不レ絶如く、山の続ける如く、遠長く仕へむと也。

と述べている。つまり、山が連なっている空間の広がりによって、奉仕の永遠という時間の広がりが言い表わされて

大伴家持の吉野行幸儲作歌

いるのだが、そこに、「この山の　いや継ぎ継ぎに」という表現が用いられているのである。

ここで、その「いや継ぎ継ぎに」の集中例を見ておこう。

玉たすき　畝傍の山の　橿原の　ひじりの御代ゆ　或云「宮ゆ」　生れましし　神のことごと　樛木乃　弥継嗣尓　天の下　知らしめししを　或云「めしける」　そらにみつ　大和を置きて……（1二九　人麻呂「近江荒都歌」）

みもろの　神なび山に　五百枝さし　繁に生ひたる　都賀乃樹乃　弥継嗣尓　玉葛　絶ゆる事なく　ありつつも　やまず通はむ　明日香の　古き都は　山高み　川とほしろし　春の日は　山し見が欲し　秋の夜は　川しさやけし……（3三二四　赤人「神岳に登る歌」）

滝の上の　三船の山に　瑞枝さし　繁に生ひたる　刀我乃樹能　弥継嗣尓　万代に　かくし知らさむ　み吉野の　秋津の宮は　神からか　貴くあるらむ　国からか　見がほしからむ　山川を　清みさやけみ　うべし神代ゆ　定めけらしも（6九〇七　金村「養老の吉野讃歌」）

ここまでが、当該家持歌以前の用例である。そして、左に挙げる用例は、当該歌以降の歌であり、すべて家持の手になる用例である。

向レ京路上依レ興預作侍レ宴應レ　詔歌一首并短歌

蜻蛉島　大和の国を　天雲に　磐舟浮べ　艫に舳に　真櫂しじ貫き　い漕ぎつつ　国見しせして　天降りまし　払ひ平げ　千代重ね　弥嗣継尓　知らし来る　天の日継と　神ながら　我が大君の　天の下　治めたまへば……（19四二五四　家持）

為レ應レ詔儲作歌一首并短歌

あしひきの　八つ峰の上の　都我能木能　伊也継〃尓　松が根の　絶ゆる事なく　あをによし　奈良の都に　万代に　国知らさむと　……（19四二六六　家持）

喩レ族歌一首并短歌

……（天孫降臨についての記述）……天の日継と　継ぎてくる　君の御代御代　隠さはぬ　明き心を　皇へに　極め尽して　仕へくる　祖の官と　言立てて　授けたまへる　子孫の　伊也都藝都岐尓　見る人の　語り継ぎてて　聞く人の　鏡にせむを　あたらしき　清きその名ぞ　おぼろかに　心思ひて　空言も　祖の名絶つな　大伴の氏と名に負へる　ますらをの伴（20四四六五　家持）

さて、この分布を見て言えることは、家持以前では、「つ（と）がの木の　いや継ぎ継ぎに」という形が類型表現としてあったということであろう。等しく、「つ（と）がの木」を介してその同音の繰返しから「継ぎ継ぎに」が起されているのである。人麻呂「近江荒都歌」では、文脈上、「つがの木」が出てくる必然性が感じられない。それに対して赤人三二四歌や金村九〇七歌は、その登場に必然性を持たせている。そこに、第三期の赤人・金村の工夫があるにはあるのだが、依然として「つ（と）がの木の　いや継ぎ継ぎに」という類型表現を採っていることがわかる。

ところが、当該家持歌では、「つ（と）がの木」を介さない。その代りに、「この山の」に続けることで、山の連なりという空間の広がりを表わし、また、それを、時間の広がりに転じたのである。当該歌以降でも、四二六六歌のように、従来の類型表現を採る例も家持によって詠まれているのではあるが、四二五四歌、四四六五歌のように、つぎつぎと継起することを、「いや継ぎ継ぎに」は、単独で表わすことが出来るようになっている。

当該歌の位置をこのように見定めたい。

『窪田評釈』は、こうした家持の営みに対して、

行幸の際の賀歌は略〃型が出来てゐる上に、吉野離宮の行幸のものは、一段とそれが固まつてをり、最も新意の出し難いものである。それとしては此の歌は、比較的新意のあるものである。この歌は賀を、時の悠久といふことに置き、それをもつて統一してゐるものである。前段は皇室のことを云ひ、芳野離宮の始めの甚だ悠遠なことを語少く云ひ、後段は、廷臣の御奉仕の悠遠に続くであらうことを云つて、河と山とをその上での譬喩としてゐるのである。

と述べている。当該家持歌では、右に見てきたように、表現の伝統に乗るところは乗りながらも、また、一見使い古されたことばを用いながらも、より文脈に適合する形へと表現を変えて行く工夫が見出されよう。

ここにも、吉野讃歌の伝統に対しての、当該家持歌なりの創造の一端を見定めておきたい。

ところで、『全註釈』は、

何等吉野の宮の特色を描いていない。どこの宮でもよい作である。人麻呂の作などに刺戟されて作つており、その影響も受けているが、上すべりのした実のない作になつているのは、儲作歌であることも、その原因である。末尾も類型的で、新味は全くない。

と述べている。この指摘の最後の部分の見解に従えないことは、いままで見てきたとおりだ。しかし、「何等吉野の宮の特色を描いていない。どこの宮でもよい作である。」という指摘は鋭い。

だが、それは、この吉野讃歌をどこに力点をおいて作りあげるのかという問題にかかわっているのではなかろうか。

当該歌には、いままで見てきたように、たしかに山川の対比があったが、それは、吉野の景を描くために持ち出されたのではなくて、「かくしこそ　仕へ奉らめ　いや遠長に」を導き出すために用いられていたのだ。『集成』が、この「かく」に対して、

眼前に展開している行幸供奉のありさまをさす。

と述べているように、当該歌では、「我ご大君に」に奉仕する「もののふの　八十伴の男」の姿の描写に力が込められ、筆が割かれているのである。

（三）反歌第二首

この姿勢は、反歌第二首においても貫かれている。反歌第二首をもう一度掲げよう。

もののふの　八十氏人も　吉野川　絶ゆることなく　仕へつつ見む（四一〇〇）

第三句「吉野川」について、『新考』は、

第三句は枕辞なり。

と述べ、『窪田評釈』は、

「吉野河」は、譬喩の意のもので、形としては枕詞的になつてゐる。

と述べている。長歌の「この川の」を具体的に「吉野川」と表わし、長歌同様「絶ゆることなく」の譬喩としたものと思われる。そして、長歌の「この川の　絶ゆることなく……かくしこそ　仕へ奉らめ　いや遠長に」をふまえて、この四一〇〇歌では、第三・四句、そして結句の一部で「吉野川　絶ゆることなく　仕へつつ」と歌われているので

ある。ここに、この反歌でも、天皇への変らぬ奉仕を歌うことに主眼が置かれていることがわかる。

（四）まとめ

さて、ここまで、長歌後半部そして反歌第二首の表現を分析してきて、天皇に奉仕する臣下の姿を綿密に描こうとする、作品のありようを見出すことができた。先に、本論は、前掲清原論文の、

新たに確認した天皇と氏との関係を、長歌から反歌に至るまで、天皇・臣下、天皇・臣下と繰り返す波動によって截然と歌った歌と言えよう。

という指摘を参照していたわけだが、その妥当性があらためて確かめられる。「陸奥国出金詔書を賀く歌」を制作したことによって得られた視座が、吉野讃歌を儲作するというこのたびの機会において、王権讃美の歌として具体的な形になって現われたと言えるのではなかろうか。

六　むすび

これまで見てきたように、長歌・反歌を通じて、「天照大神より、皇統の絶すつゝかせたまふ」（『代匠記』初稿本）ところの聖なる皇統を引き継ぎ、吉野離宮に臨幸する「我ご大君」聖武天皇の姿と、その聖武天皇に奉仕し続ける「もののふの　八十伴の男（氏人）」の姿とが、対照され綿密に描かれている構成が理解できた。その両者の結びつくさま

が明瞭に現われるのが、反歌であると思われる。

反歌第二首では、何を「見む」（結句）のか明らかではない。しかし、『新考』の、

ヨシ野ノ宮ヲ見ムといふべきをそのヨシヌノ宮ヲを前の歌に譲れるなり

という的確な指摘を参照することによって、前の歌四〇九九の「我ご大君」と同じ「吉野の宮」を「見む」と歌っていることがわかる。

ここで、高松寿夫氏「宮廷公宴における視線の共有―山部赤人、大伴家持の作品に触れながら―」（『国文学研究』一一五、一九九五年三月）の見解を参照しておこう。高松論文は、「天皇と同じ宴席に列なることの喜びを、視線の共有で象徴させる」という「理念」について説明し、当該歌においても、その「理念」があることを認めている。そして、この反歌の二首について、

「おほきみ」と「やそ氏人」とのそれぞれを主体とするものが対偶的に配置されていること瞭然であるが、この二首を論理的に結びつけるならば、「おほきみ」が「ありがよひめす」「よしののみや」を「やそ氏人」も「たゆることなくつかへつつ見む」ということになる。

と述べている。この的確な指摘により、この反歌の二首において、両者が視線を共有することによって、君臣の結びつき・「天皇と群臣の和楽」（高松論文）を表わすことがはたされていることがわかろう。

すでに、第四節の最後のところで触れておいたのだが、反歌四〇九九では、「古を　思ほすらしも」というように、「我ご大君」聖武天皇の心中が忖度されている点が特色としてあった。行幸の中心たる「我ご大君」聖武天皇が、自らの来歴を思うという心中が忖度されていたのである。行幸の中心である「我ご大君」の思慮のベクトルは、「古」つま

り皇統の来歴へと向っている。一方、その中心を支える臣下である「もののふの　八十伴の男（氏人）」は一貫して天皇に奉仕するものとして描かれているわけで、そのベクトルは天皇に向っているわけである。一見、ここには、向かうべき方向の齟齬があるように見うけられるのだが、右に見た「視線の共有」により、君臣の結びつきが、保たれていると言えよう。

問題は、その結びつきに支えられつつ、「我ご大君」が「古を　思ほす」と歌うことにあるのではなかろうか。「古を　思ほす」が、長歌で辿ることができた皇統の来歴を辿る内容を持つことについては、すでに確認したところであるが、それが、中心である天皇自らによって行われていると、作品上で歌われていることの意義を考えたいのである。

ここでも、すでに本論のなかでたびたび取り上げて来た、「伝統と創造」という観点で考察したい。

家持当該歌は、人麻呂の「吉野讃歌」が持っていた、そして金村・赤人・千年などの宮廷歌人の吉野讃歌が何らかの形で持っていた、「宮ぼめ」「御代ぼめ」の要素を持つことのない作品である。吉野讃歌を歌ううえでのきまりごとしては、人麻呂のように、現在を「神の御代かも」と歌うことや、金村・赤人のように、人麻呂の影響下にあって、人麻呂「吉野讃歌」の「神の御代」をとらえて、「神代より」とうたうことであったと考えられる。そして、そのように歌うことが、吉野讃歌のひとつの伝統となっていたものと思われる。

しかし、家持当該歌ではどうだろうか。当該歌は、天孫降臨から歌い起こされている。つまり、天照大御神からの皇統が継承されて来た歴史のなかに、吉野離宮を置いているのである。吉野離宮を皇統の系譜という相において捉えるこの方法は、従来の吉野讃歌の歴史にはない、まさしく家持なりの創造であった。

前掲のように、神野志論文は、この「古を　思ほす」の「古」を、天武王朝とみなし、この作品に天武皇統意識を

見出す根拠にしようとしている。しかし、当該の「古」のなかみを、神野志論文のように捉えるべきではないことは、すでに述べたとおりだ。天武皇統論に収斂させてしまうべきではないのだ。ここには、天武皇統意識よりも、さらに射程の長い皇統意識を見出すことができよう。

ここで、少し、この作品の内部から抜け出ることになるのだが、作者である家持の皇統意識について述べておきたい。

天平十二年冬、家持は、聖武天皇の東国行幸に従駕した。その時の従駕歌群（巻六・一〇二九～一〇三六歌）について、拙稿「聖武天皇東国行幸従駕歌論」（『国文学言語と文芸』一一五、一九九八年一一月）では、この歌群の中に、天武皇統意識が見出せることを分析した。そのように、天平十二年の段階においては、たしかに、天武皇統意識が見出せるわけである。しかし、ここでは、より始源へと皇統の来歴をたどろうとする皇統意識がある。家持のなかに、皇統意識の変化を見出しておくべきであろう。

では、そのきっかけとなったのは何なのか。やはり、「陸奥国出金詔書を賀く歌」制作の機会であると思われる。その意味で、この論の最初、「一　はじめに」で引いておいたように、小野寛氏「家持と陸奥国出金詔書」が、「陸奥国出金詔書を賀く歌」制作において見出された皇統讃美意識の発露をこの歌の中に見出して、

「陸奥国出金詔書」によって目覚めさせられた皇統讃美意識の落とし子であったのだ。

と述べていたのは正しいと言える。

しかし、これまで見てきたように、当該の家持の作品は、吉野讃歌の系譜に自らの作品を位置づけようとする意識に支えられ、また、伝統と創造とは何かという意識に支えられて、創造が盛り込まれ、新しい吉野讃歌に仕上ってい

るのである。この点をあらためて強調しておきたい。

当該の家持の吉野行幸儲作歌は、皇統の来歴を始源から確認する方法を、伝統ある吉野讃歌の歴史のなかに持ち込んだ点で画期的であり、そこに家持なりの創造を見出せる、こう述べて、本論のまとめとしたい。

注

(1)『続日本紀』の引用は、青木和夫氏・稲岡耕二氏・笹山晴生氏・白藤禮幸氏校注『続日本紀』(新日本古典文学大系　岩波書店)による。以下同じ。

(2)『延喜式』の引用は、『延喜式』(新訂増補国史大系　吉川弘文館)による。

(3) 万葉集中の当該例以外の「高御座」の用例は、左の家持歌に限られる。

獨居二幄裏一遥聞二霍公鳥喧一作歌一首　并短歌(反歌は省略)

高御座　天の日継と　皇祖の　神の命の　聞こし食す　国のまほらに　山をしも　さはに多みと　百鳥の　来居て鳴く声……

(四〇八九)

この歌では、ほととぎすを詠む内容と右の長歌冒頭部の表現とが表面上適合しない。家持がなぜこの作品にこうした表現を用いたのかの理由は判断しかねる。しかし、ここでは、「高御座　天の日継と　皇祖の　神の命の　聞こし食す　国のまほらに」というような一連の表現になっていることを確認しておきたい。やはり、「高御座」と皇位・皇統ということがらとの関連は捉えておくべきものと思われる。

(4)『日本書紀』の引用は、小島憲之氏・直木孝次郎氏・西宮一民氏・蔵中進氏・毛利正守氏校注『日本書紀』(新編日本古典文学全集　小学館)による。

本論は、北海道大学に提出した、課程博士学位論文「大伴家持研究—作品とその方法—」の一部である。